

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

69

### 規則

- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則…（福祉保健局健康安全全部食品監視課）…
- 東京都立多摩産業交流センター条例施行規則…（産業労働局商工部経営支援課）…

### 規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

#### ●東京都規則第四百号

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第四項」を「附則第六項」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を附則第五項とし、附則第二項を附則第四項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。

（防疫等業務手当に関する措置）

2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条

例第六十二号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号。以下「改正後の条例」という。）附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第六条第二項の規定により規則で定める額は、東京都職員の特務勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和二年東京都規則第四百号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表3の部(1)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師（准看護師を含む。）その他の職員（総務局長が指定する者に限る。）が、新型コロナウイルス感染症（改正後の条例附則第三項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（総務局長が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。日額又は一勤務 三千元
- 二 職員（前号に規定する職員を除く。）が、新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて総務局長が指定するものに従事したとき。日額又は一勤務 二千元

（支給方法に関する措置）

3 前項の場合において、改正後の条例第四十四条第二項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める場合は、改正後の規則第四条第二項第三号の規定にかかわらず、前項第一号及び第二号に掲げる場合とする。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則附則第二項及び附則第三項の規定は、令和二年一月二十四日から適用する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百五号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和二十三年東京都規則第百三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「を」、「省令」とは乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)を、「施行条例」とは食品衛生法施行条例(平成十二年東京都条例第四十号)を、「取締条例」とは食品製造業等取締条例(昭和二十八年東京都条例第百十一号)を削る。

第三条中「、省令」を削り、「届書」を「届出書」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、施行令第十五条の規定による申請書の提出、施行令第十六条の規定による届出、施行令第十七条の報告、施行令第十九条の規定による申請書の提出、施行令第二十一条の申請、施行令第二十四条第三項、施行令第二十五条及び施行令第二十六条の規定による届出並びに施行令第三十二条の報告については、この限りでない。

第二章を次のように改める。

第二章 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出

第五条 規則第二条の二第一項の届出書は、別記第一号様式による。

第六条 削除

第七条から第九条までを削る。

第十条中「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改め、第三章中同条を第七条とする。

第十一条中「ちよう付」を「貼付」に改め、同条を第八条とする。

第十二条第一項中「ちよう付」を「貼付」に改め、同条を第九条とし、第十三条を第十条とする。

第十三条の二第一項中「別記第三号の二様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条の三中「別記第三号の三様式」を「別記第四号様式」に改め、同条を第十二条とする。

第十三条の四中「ちよう付」を「貼付」に改め、同条を第十三条とする。

第十四条を削る。

第十三条の五第一項中「ちよう付」を「貼付」に改め、同条を第十四条とする。

第十五条中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

第十六条を削る。

第十五条の二中「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に改め、第四章中同条を第十六条とする。

第十七条第一項第一号中「掲げる」の下に「生食用食肉(法第十三条第一項の基準又は規格に適合するものをいう。以下同じ。)」のを加え、同号イ中「(施行条例別表第二第三の部一の項に規定する生食用食肉の加工をいう。)」を削り、同号ロ中「(施行条例別表第二第三の部一の項に規定する生食用食肉の調理をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項第一号中「別記第五号様式の二」を「別記第六号様式」に改め、同項第二号中「別記第五号様式の三」を「別記第七号様式」に改め、同項第三号中「別記第五号様式の四」を「別記第八号様式」に改める。

第十八条及び第十九条を削る。

第二十条中「申請書」の下に「及び第七十条の二の届出書」を加え、「別記第六号様式」を「別記第九号様式」に改め、同条を第十八条とする。

第二十一条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「別記第七号様式」を「別記第十号様式」に改め、同条を第十九条とする。

第二十二条中「第六十八条第一項」の下に「、第六十九条第一項及び第七十条第一項」を加え、「別記第八号様式」を「別記第十一号様式」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条及び第二十三条の二を削る。

第二十四条中「別記第十号様式」を「別記第十二号様式」に、「届書」を「届出書」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 規則第七十一条の二の届出は、別記第十三号様式により、廃業した日から十日以内に行わなければならない。

第二十五条を第二十二条とする。  
第二十六条及び第二十七条を削る。  
第五章を削る。

附則中第二十九条を第二十三条とし、第三十条から第三十二条までを六条ずつ繰り上げる。

別記第一号様式を次のように改める。

別記  
第一号様式 (第5条関係)

(第一片)

健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票		送付枚数
報告者氏名 (役職)	会社名 (部署名)	
所在地	電話番号 FAX番号	
情報受付日	年 月 日	
情報提供者	摂取者本人 ・ 摂取者の家族等 ・ 医療機関 ・ その他 ( )	

該当箇所にチェック又は空欄に記入してください(複数回答可)。\*の付いている項目は必須ですので必ず記入し、それ以外の「指定成分等を含む食品」の場合、\*の付いている項目は必須ですの必ず記入し、それ以外の項目においては、可能な範囲で情報を収集してください。  
「それ以外の健康食品」においては、可能な範囲で情報を収集してください。

指定成分等	<input type="checkbox"/> 含有あり	* 指定成分等名	
	<input type="checkbox"/> 含有なし	* 指定成分等の1日摂取目安量	( $\mu\text{g}/\text{mg}/\text{g}$ )
	<input type="checkbox"/> 不明	* 管理成分の1日摂取目安量	( $\mu\text{g}/\text{mg}/\text{g}$ )

1 症状

<input type="checkbox"/> 発熱	<input type="checkbox"/> 腹痛	<input type="checkbox"/> 臨床検査値の異常 具体的な項目:
<input type="checkbox"/> 頭痛	<input type="checkbox"/> 下痢	
<input type="checkbox"/> 倦怠感	<input type="checkbox"/> 吐気・嘔吐	その他 具体的な訴え:
<input type="checkbox"/> かゆみ・発疹	<input type="checkbox"/> 呼吸困難	
<input type="checkbox"/> 食欲不振	<input type="checkbox"/> 不正性器出血	
<input type="checkbox"/> 黄だん	<input type="checkbox"/> 月経不順	

\* 症状発現日 年 月 日 (頃) 又は 摂取 日 (頃)  不明

(日本産業規格A列4番)

(第二片)

**2 該当する製品情報**

* 製品名	□ 不明		
* 製品形状	<input type="checkbox"/> 錠剤 <input type="checkbox"/> カプセル <input type="checkbox"/> ドリンク <input type="checkbox"/> 粉末 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
購入日	年 月 日	消費/賞味期限	年 月 日
* ロット番号	□ 不明 (理由: )		
* 原材料名・含有量・配合量 (全て記入)	□ 不明		
1日当たり摂取目安量 (mg)	□ 不明		
* 食品の種類	<input type="checkbox"/> 保健機能食品 ( <input type="checkbox"/> 特定保健用食品 <input type="checkbox"/> 機能性表示食品 <input type="checkbox"/> 栄養機能食品 ) <input type="checkbox"/> その他		
(機能性表示食品の番号) 機能性関与成分 (エキス等の場合は相違成分) 及びその含有量	□ 不明		
別添資料	※原材料名・含有量等については、別添資料を添付することで記載省略可 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		

※製品の特定の確になるよう、別添資料として製品に関する画像を添付することが望ましい。

(日本産業規格 A列 4番)

(第三片)

**3 摂取者及び摂取状況に関する情報**

* 個人情報 (氏名・連絡先) について行政への提供を	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
※同意が得られない場合は、氏名、連絡先は記入せず、備考欄にその理由を可能な範囲で記入すること。		
氏名	連絡先	
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明	
年齢	<input type="checkbox"/> 10歳未満 <input type="checkbox"/> 10歳代 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代 <input type="checkbox"/> 80歳代 <input type="checkbox"/> 90歳代 <input type="checkbox"/> 100歳以上 <input type="checkbox"/> 不明	
当該製品の入手方法	<input type="checkbox"/> 店頭販売 ( ) <input type="checkbox"/> (ネット) 通販 <input type="checkbox"/> 訪問販売 <input type="checkbox"/> 個人輸入 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
* 使用開始日	年 月 日 (頃)	* 使用中止日 年 月 日 (頃)
* 1日摂取量	<input type="checkbox"/> 使用方法のとおり <input type="checkbox"/> 過量 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> 少量 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> 不明	
* 症状発現後の使用状況・症状	<input type="checkbox"/> 中止 → 中止後に症状改善: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 中止後再使用 → 再使用で症状再発: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 減量 → 減量後に症状改善: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 増量 → 増量後に症状悪化: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 不明	
* 併用している他の健康食品	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明	
ある場合	製品名	製造者名
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
備考欄		

(日本産業規格 A列 4番)

(第四片)

4 受診情報

* 医療機関受診	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 不明
* 今回の症状のために受診した医療機関(複数ある場合は全て記載)	医療機関名： 所在地： 受診日：	医療機関名： 所在地： 受診日：	医療機関名： 所在地： 受診日：
その他の医療機関(かかりつけ病院)	医療機関名：	所在地：	受診日：

妊娠の有無  あり  なし  不明

\* 併用している医薬品の詳細  あり  なし  不明

ある場合	医薬品名	服用目的
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

5 行政への届出

指定成分等を含む場合

* 届出の要否	<input type="checkbox"/> 否 <input checked="" type="checkbox"/> 要	受診した医師による診断：
---------	--	--------------

(日本産業規格A列4番)

(第五片)

(保健所使用欄)

症状	詳細 (診断名等)	重篤度	転帰
1	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 重篤 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 自然治癒 <input type="checkbox"/> 外来治療で治癒 <input type="checkbox"/> 入院治療で治癒 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 不明
2	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 重篤 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 自然治癒 <input type="checkbox"/> 外来治療で治癒 <input type="checkbox"/> 入院治療で治癒 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 不明

重篤度の記載については、次の①から⑤までを参考に記入すること。

①軽微：摂取者が、医療機関を受診していない場合

②軽度：摂取者が、医療機関において外来治療を受けた場合

③中等度：摂取者が、医療機関において入院治療を受け、治癒した場合

④後遺症：摂取者が、医療機関において入院治療を受けた後、完治せず、機能障害が残存した場合

⑤死亡：摂取者が、死亡した場合

その他特記事項

(日本産業規格A列4番)

別記第二号様式を削り、別記第三号様式中「第10条」を「第7条」に改め、同様式を別記第二号様式とし、別記第三号の二様式中「第13条の2」を「第11条」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

別記第四号様式を削り、別記第三号の三様式中「第13条の3」を「第12条」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

別記第五号様式を次のように改める。

第5号様式 (第16条関係)

東京都知事 殿

整理番号：  
※届出書による記載は不要です。

年 月 日

食品衛生管理者選任 (変更) 届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任 (変更) したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。  
(※営業許可申請書・営業届に添付する場合であつて、内容が重複する項目 (届出情報及び施設情報) は記載を省略することができます。)

郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	法人番号：
電子メールアドレス：			
届出者住所 届出者住所 ※法人にあつては、所在地			
届出者氏名 届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			
施設情報 施設の所在地 (ふりがな)			
施設の情報 施設の名称、屋号、商号 (ふりがな)			
食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) ②加糖粉乳 ③無糖粉乳 ④発酵製品 ⑤飲料用乳 ⑥飲料用ヨーグルト ⑦飲料用ヨーグルト ⑧飲料用ヨーグルト ⑨飲料用ヨーグルト ⑩飲料用ヨーグルト ⑪飲料用ヨーグルト ⑫飲料用ヨーグルト ⑬飲料用ヨーグルト ⑭飲料用ヨーグルト ⑮飲料用ヨーグルト ⑯飲料用ヨーグルト ⑰飲料用ヨーグルト ⑱飲料用ヨーグルト ⑲飲料用ヨーグルト ⑳飲料用ヨーグルト ㉑飲料用ヨーグルト ㉒飲料用ヨーグルト ㉓飲料用ヨーグルト ㉔飲料用ヨーグルト ㉕飲料用ヨーグルト ㉖飲料用ヨーグルト ㉗飲料用ヨーグルト ㉘飲料用ヨーグルト ㉙飲料用ヨーグルト ㉚飲料用ヨーグルト ㉛飲料用ヨーグルト ㉜飲料用ヨーグルト ㉝飲料用ヨーグルト ㉞飲料用ヨーグルト ㉟飲料用ヨーグルト ㊱飲料用ヨーグルト ㊲飲料用ヨーグルト ㊳飲料用ヨーグルト ㊴飲料用ヨーグルト ㊵飲料用ヨーグルト ㊶飲料用ヨーグルト ㊷飲料用ヨーグルト ㊸飲料用ヨーグルト ㊹飲料用ヨーグルト ㊺飲料用ヨーグルト ㊻飲料用ヨーグルト ㊼飲料用ヨーグルト ㊽飲料用ヨーグルト ㊾飲料用ヨーグルト ㊿飲料用ヨーグルト		
氏名	(ふりがな)		年 月 日生
住所			
職名			
職務内容			
選任 (変更) 年月日	年 月 日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面	<input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面	電話番号 担当者氏名
備考			

(日本産業規格A列4番)

別記第六号様式を削る。

別記第八号様式から別記第十号様式までを削る。

別記第七号様式中「第21条」や「第19条」及び「第52条第1項」や「第55条第1項」の「営業所」を「施設」に改め、同様式を別記第十号様式とする。

別記第五号様式の四中「第17条第2項第3号」や「第14条第2項第3号」及び「同様式を別記第八号様式とする」。

別記第五号様式の三中「第17条第2項第2号」や「第14条第2項第2号」及び「同様式を別記第七号様式とする」。

別記第五号様式の二中「第17条第2項第1号」や「第14条第2項第1号」及び「営業設備の概要・配置図」を「施設の構造及び設備を示す図面」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第八号様式の次に次の一様式を加える。

第9号様式 (第18条関係)

(表)

【許可・届出共通】

東京都知事 殿

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

食品衛生法 (第55条第1項、第57条第1項) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「住民サービス推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(「チェック欄」)

郵便番号:	電話番号:	法人番号:
電子メールアドレス:	電話番号:	法人番号:
申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地	(生年月日)	年 月 日 生
(ふりがな)	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	
郵便番号:	電話番号:	PAS番号:
電子メールアドレス:	電話番号:	PAS番号:
施設の所在地	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号
(ふりがな)	資格の種類	食営・食監・調・製・栄・船舶・上畜・食保
食品衛生責任者の氏名 ※各従事者が使用された器具又は容器包装を製造する事業	従事した講習会	都道府県知事の講習会 (講習と認める場合を含む。)
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	講習会名称	講習会名称
自由記載		
自動販売機の型番	機能	
HACCPの取組	※引を種別を記載する場合は、組合員等食品製造業の場合は、新機の場合を含む。	
<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理		
<input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
営業に当たっての備考	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>
輸出食品取扱施設	輸出食品取扱施設	<input type="checkbox"/>
※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	営業の形態	備考
1		
2		
3		
(ふりがな)	電話番号	
担当担当者氏名		







(業)

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		認 馬 印
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に関連して用いられ、その執行を終わし、又は執行を受けること とならなかった日から起算して2年を経過していないこと。 (2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経 過していないこと。 (3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		
営業施設情報	<input type="checkbox"/> ①全乳乳 (総量が1,400グラム以下である由に認められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③乳中へム <input type="checkbox"/> ④食用油類 (検定又は現貨の検定を経て製造されたもの) <input type="checkbox"/> ⑤調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥乳中プレーン <input type="checkbox"/> ⑦マーガリン <input type="checkbox"/> ⑧添加物 (注第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ⑨肉製品 <input type="checkbox"/> ⑩飲料類(調味料) <input type="checkbox"/> ショートニング		資格の種類 定例した講習会 講習会名称 年 月 日
	(より大な) 食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理責任者(業)」欄も別途必要 使用水の種類 <input type="checkbox"/> ①水道水 <input type="checkbox"/> ②専用水道 <input type="checkbox"/> ③簡易専用水道 <input type="checkbox"/> ④⑤以外の飲用に適する水		資格の種類 定例した講習会 講習会名称 年 月 日
業種に お け た 情 報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>	認定番号等
	(より大な) ぶぐ処理者氏名 ※ぶぐ処理する営業の場合		
業 種 の 種 別	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果		備考
	許可番号及び許可年月日		
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
3	年 月 日		
4	年 月 日		

別表中「第十三条の二関係」を「第十一条関係」に、「第十三条の二第二項」を「第十一条第二項」に改め、同表二の項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「上まわる」を「上回る」に改め、同表三の項中「自動温度制ぎよ装置」を「自動温度制御装置」に改める。

附則

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定(「を、」  
 「省令」とは乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十  
 二号)を削る部分に限る。)、第三条の改正規定、第二章の改正規定、第十七条第  
 一項第一号の改正規定(「掲げる」の下に「生食用食肉(法第十三条第一項の基準又  
 は規格に適合するものをいう。以下同じ。)」を加える部分に限る。)、別記第一  
 号様式の改正規定及び別表の改正規定(二の項及び三の項に係る部分に限る。))は、  
 公布の日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第  
 四十六号)附則第九条の届出に当たっては、この規則による改正後の食品衛生法施行  
 細則別記第九号様式については、施行の前日においても、使用することができる。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記第三号様式、  
 第三号の二様式、第三号の三様式、第四号様式、第五号様式の二、第五号様式の三、  
 第五号様式の四、第六号様式、第七号様式、第八号様式、第九号様式、第九号様式の  
 二、第十号様式及び第十一号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加  
 え、なお使用することができる。

東京都立多摩産業交流センター条例施行規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十号

東京都立多摩産業交流センター条例施行規則

(開場時間外の利用)

第一条 東京都立多摩産業交流センター条例(令和二年東京都条例第六十号。以下「条

例」という。) 第五条第二項の規定により東京都立多摩産業交流センター(以下「センター」という。)の展示室又は会議室の開場時間外の利用(以下「時間外利用」という。)を認める場合は、見本市、展示会等の開催に係る展示品等の搬入又は搬出、造作の取付け又は撤去等のために開場時間と接続して利用する場合で、知事が特に必要があると認めるときとする。

(利用手続)

第二条 条例第六条第一項の規定によりセンターの施設(以下「施設」という。)を利用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先

二 利用する施設の種別

三 催物の名称

四 利用の目的

五 利用の期間及び時間

六 前各号のほか、知事が定める事項

2 知事は、前項の規定により申請のあった利用について承認をしたときは、利用承認書を申請者に交付するものとする。

3 第一項の規定による施設の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、附帯設備を利用し、夜間の時間帯に展示品等の搬出、造作の撤去等のために展示室若しくは会議室を利用(以下「夜間搬出利用」という。)し、又は時間外利用をしようとするときは、知事の定めるところにより申請し、その承認を受けなければならない。

(利用申請書の提出期間)

第三条 前条第一項の利用申請書の提出は、施設の利用を開始しようとする日の二年前から利用を開始しようとする日の前日までの間において、知事が定める期間内に行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用承認事項の変更)

第四条 利用者は、第二条第一項の規定による承認を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した利用変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 利用者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先

二 取消し又は一部変更の別

三 変更する事項

四 変更する理由

五 前各号のほか、知事が定める事項

2 知事は、前項の規定により申請のあった変更について承認をしたときは、利用変更承認書を利用者へ交付するものとする。

3 第二条第三項の規定による附帯設備の利用、夜間搬出利用又は時間外利用の承認を受けた者は、当該承認を受けた事項を変更しようとするときは、知事の定めるところにより申請し、その承認を受けなければならない。

(利用料金)

第五条 指定管理者(条例第十五条第一項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、条例第七条第二項に規定する利用料金の額を定めるときは、利用料金承認申請書(別記第一号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額を上限とする。

3 指定管理者は、第一項の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

(利用予納金)

第六条 指定管理者は、条例第七条第三項の規定により利用予納金を收受しようとするときは、利用予納金承認申請書(別記第二号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 利用予納金の額は、条例第七条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金の額の二割以内の額とする。

3 利用予納金は、利用者が施設の利用を開始しようとする日の六十日以上前に、第二

条第一項の規定による承認を受けた場合に収受するものとする。

(利用料金の減免)

第七条 条例第七条第六項の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- 一 減額することができる場合 国、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十一号）第二条第一項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は東京都内（以下「都内」という。）に主たる事業所を有する産業の振興を目的とする公共的団体であつて、知事が別に定める基準に該当するものが都内の産業の振興のために行う見本市、展示会等の開催に利用するとき。
- 二 免除することができる場合 東京都又は都内の区市町村が都内の産業の振興のために行う見本市、展示会等の開催に利用するとき。

2 前項の規定により減額又は免除の対象となる利用料金は、会議室及び附帯設備の利用料金とし、減額することができる額は、当該利用料金の額の五割相当額とする。

3 前二項に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第八条 条例第七条第六項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、会議室の利用に係る申請については第二条第一項の規定による申請の際に、附帯設備の利用に係る申請については指定管理者の定めるところにより申請しなければならない。

(利用料金の納付時期)

第九条 利用予納金は、指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。

2 施設の利用料金（次項に規定する時間外利用に係る利用料金を除く。以下この項において同じ。）は、利用しようとする展示室又は会議室の利用料金の額から当該展示室又は会議室に係る既納の利用予納金の額を除いた額を、利用を開始する日前の指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 附帯設備の利用料金及び時間外利用に係る利用料金並びに実費は、利用の終了後指

定管理者が定める期日までに納付しなければならない。

(利用料金の還付)

第十条 条例第九条ただし書の規定により既納の利用料金及び利用予納金の全部又は一部を還付することができる場合は、条例第十二条第三号又は第四号及び条例第十五条第二項第五号（条例第十二条第一号に該当するとき、又は利用者が条例に違反し、若しくは指定管理者の指示に従わなかったときを除く。）の規定により利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命じた場合その他利用者の責めに帰することができない理由により施設を利用できないと指定管理者が認める場合とする。

2 条例第九条ただし書の規定により既納の利用料金及び利用予納金の全部又は一部の還付を受けようとする者は、指定管理者の定めるところにより申請しなければならない。

(造作の取付け等)

第十一条 利用者は、条例第十一条の規定により造作の取付けその他の原状変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した装飾等設営申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 利用者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先

二 設営する業者（複数の場合にあつては、代表する者）の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名並びに設営作業を行う責任者の氏名及び連絡先

三 装飾等の設営及び撤去の期間及び時間

四 装飾等の仕様

五 前各号のほか、知事が定める事項

2 知事は、前項の承認をしたときは、装飾等設営承認書を申請者に交付するものとする。

3 第一項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた事項を変更しようとするときは、知事の定めるところにより申請し、その承認を受けなければならない。

(原状回復の確認)

第十二条 利用者は、条例第十三条の規定により施設及び附帯設備（以下「施設等」と

いう。)を原状に回復したときは、知事の確認を受けなければならない。

(利用者の義務)

第十三条 利用者は、施設等の利用に当たっては、知事の指示に従わなければならない。  
(指定管理者の申請)

第十四条 条例第十六条第一項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記第三号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

- 一 定款、寄附行為又はこれらに類するもの
- 二 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 三 事業計画書

四 見本市、展示会等のための施設又はこれに類する施設の管理運営に関する業務実績を記載した書類

五 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

六 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第十五条 条例第十六条第二項第五号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 役員が条例第二条各号に掲げる事業について熱意と識見を有する者であること
- 二 見本市、展示会等のための施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること
- 三 利用者に対して適切なサービスの提供を行うことができること
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの適正な管理運営を行うために知事が定める基準

(指定管理者に関する読替え)

第十六条 条例第十五条の規定により指定管理者がセンターの管理運営に関する業務を行う場合についての第一条から第四条まで及び第十一条から第十三条までの規定の適用については、第一条中「知事」とあるのは「あらかじめ知事の承認を得て指定管理者」と、第二条から第四条まで及び第十一条から第十三条までの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

(臨時のセンターの管理運営に関する準用)

第十七条 第七条から第十条までの規定は、条例第十七条第二項の規定により知事が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用予納金」とあるのは「予納金」と読み替えるものとする。

(委任)

第十八条 この規則の施行について必要な事項は、東京都産業労働局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第十四条の規定による申請その他の指定管理者によるセンターの管理運営に関し必要な行為及び第二条の規定による申請その他の施設等の利用に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表(第五条関係)

施設	区分		使用単位	利用料金
	展示室	分割しないで利用するとき		
施設	展示室	分割しないで利用するとき	一日につき	六四九、〇〇〇円
		分割しないで利用するとき	日中の時間帯につき	四三三、〇〇〇円
		分割しないで利用するとき	夜間の時間帯一時間につき	五五、〇〇〇円
		分割しないで利用するとき	時間外利用一時間につき	九、〇〇〇円
施設	展示室	分割して利用するとき(四分の一室)	一日につき	一六三、〇〇〇円
		分割して利用するとき(四分の一室)	日中の時間帯につき	一〇九、〇〇〇円
		分割して利用するとき(四分の一室)	夜間の時間帯一時間につき	一四、〇〇〇円
		分割して利用するとき(四分の一室)	時間外利用一時間に	三、〇〇〇円

第三会議室										第一会議室及び第二会議室													
分割して利用するとき(二分の一室)					分割して利用するとき(四分の三室)					分割して利用するとき(二分の一室)					分割して利用するとき(四分の三室)								
つき		時間外利用一時間に		利用時間帯ご		一日につき		つき		時間外利用一時間に		利用時間帯ご		一日につき		つき		時間外利用一時間に		利用時間帯ご		一日につき	
午後	午前	午後	夜間	午後	午前	午後	夜間	午後	午前	午後	夜間	午後	午前	午後	夜間	午後	午前	午後	夜間	午後	午前	午後	夜間
四〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	七〇〇円	三八、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	七、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三二五、〇〇〇円	四八七、〇〇〇円	五、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二一七、〇〇〇円	三二五、〇〇〇円	二一七、〇〇〇円	二八、〇〇〇円

第七会議室										第六会議室										第五会議室										第四会議室									
分割して利用するとき(二分の一室)					分割して利用するとき(四分の三室)					分割して利用するとき(二分の一室)					分割して利用するとき(四分の三室)					分割して利用するとき(二分の一室)					分割して利用するとき(四分の三室)					分割して利用するとき(二分の一室)					分割して利用するとき(四分の三室)				
つき		時間外利用一時間に		利用時間帯ご		一日につき		つき		時間外利用一時間に		利用時間帯ご		一日につき		つき		時間外利用一時間に		利用時間帯ご		一日につき		つき		時間外利用一時間に		利用時間帯ご		一日につき									
午後	午前	午後	夜間	午後	午前	午後	夜間	午後	午前	午後	夜間	午後	午前	午後	夜間	午後	午前	午後	夜間	午後	午前	午後	夜間	午後	午前	午後	夜間	午後	午前	午後	夜間								
六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	四〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	九、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	四〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	九、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円									

附帯設備	展示台	き	夜間	五、〇〇〇円
		時間外利用一時間に つき	午前・午後	一〇、〇〇〇円
機	椅子	午後・夜間		一〇、〇〇〇円
		一個一日につき		
放送設備	高所作業台	一個一日につき		八〇円
		一式一日につき		六五円
		一個一日につき		四、五〇〇円

備考

- 一 この表において「一日」とは午前九時から午後九時までを、「日中」とは午前九時から午後五時までを、「夜間」とは、展示室にあつては午後五時から午後九時まで、会議室にあつては午後六時から午後九時までを、「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは午後一時から午後五時までを、「午前・午後」とは午前九時から午後五時までを、「午後・夜間」とは午後一時から午後九時までをいう。
- 二 施設を、夜間の時間帯に展示品等の搬出、造作の撤去等のために利用する場合の利用料金の額については、当該施設の時間外利用に係る利用料金の額とする。
- 三 附帯設備を、時間帯で利用する場合の利用料金の額については、当該附帯設備の一日当たりの利用料金の額とする。

別記

第1号様式(第5条関係)

東京都立多摩産業交流センター利用料金承認申請書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地  
 指定管理者 名称  
 代表者 〇

東京都立多摩産業交流センター条例第7条第2項の規定により、利用料金の額を下記のとおり定めたので申請します。

記

区分	施設及び附帯設備	利用料金の額

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第6条関係)

東京都立多摩産業交流センター利用予納金承認申請書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地  
指定管理者 名称  
代表者 ⑩

東京都立多摩産業交流センター条例第7条第3項の規定により、利用予納金を下記のとおりためたいので申請します。

記

区分	施設及び附帯設備	利用予納金

(日本産業規格A列4番)

第3号様式(第14条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
法人等の名称  
代表者の氏名 ⑩

指定管理者指定申請書

東京都立多摩産業交流センターの管理運営に関する業務を行いたいので、東京都立多摩産業交流センター条例第16条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 定款、苦附行為又はこれらに類するもの
- 2 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 3 事業計画書
- 4 見本市、展示会等のための施設又はこれに類する施設の管理運営に関する業務実績を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 6 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

(日本産業規格A列4番)

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

